



茨城県報

第 1985 号

平成20年 6 月12日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の変更 (障害福祉課) 2
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止 (障害福祉課) 2
- 大規模小売店舗の変更の届出 (中小企業課) 2
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (2 件) (中小企業課) 3
- 農地保有合理化事業規程の変更の承認 (農政企画課) 10
- 定款変更の認可 (2 件) (農村計画課) 10
- 道路の区域の変更 (3 件) (道路維持課) 10
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 12
- 土地改良区役員の就退任 (土地改良事務所) 12

(選挙管理委員会)

- 政治団体の届出事項の異動届出..... 13
- 政治団体の解散届出..... 13

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告 (生活文化課) 14
- 平成20年度茨城県クリーニング師試験の実施 (生活衛生課) 14
- 公共測量の実施 (用地課) 16
- 開発行為の工事完了 (5 件) (建築指導課) 17
- 道路の位置の指定 (建築指導課) 17
- 道路の廃止 (建築指導課) 18
- 平成21年度茨城県立医療大学大学院 (修士課程) 入学試験の実施 (医療大学) 18

規 程

(企 業 局)

- 企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程..... 23
- 茨城県企業局職員服務規程の一部を改正する規程..... 24

正 誤

- 平成20年 5 月26日付け茨城県報第1980号中..... 25

告 示

茨城県告示第839号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項に規定する変更の届出があったので、同法第51条第1項の規定により告示する。

平成20年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	サービスの種類	事業所番号	変更内容			変更年月日
				変更事項	変更前	変更後	
守谷市	守谷市障害者福祉センターこども療育教室	児童デイサービス	0812400018	事業所の名称	守谷市障害者福祉センターこども療育教室	守谷市こども療育教室	平成20年4月1日

茨城県告示第840号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第1項の規定により告示する。

平成20年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所の番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃止年月日
0810300228	自立支援センター いこいはうす	牛久市田宮二丁目50-7	株式会社カルミックス	就労移行支援	平成20年1月31日
0821900156	グループホーム いこいはうす			共同生活援助	

茨城県告示第841号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成20年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社 サンユーストアー

代表取締役 伊 藤 尚 武

(2) 住所

北茨城市磯原町磯原1丁目127番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンユーストアー堀口店
ひたちなか市勝田中原町 3－8 外

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 8 時45分
(変更後) 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時～午後 9 時
(変更後) 午前 9 時～午後10時15分

(3) 変更する年月日

平成20年 6 月 1 日

(4) 変更する理由

- ①午後10時まで営業すると仕事帰りに買い物ができるので延長してもらいたいというお客様の声
②夕方の渋滞を避けて買い物をしたいというお客様の声

3 届出年月日

平成20年 5 月29日

~~~~~

## 茨城県告示第842号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成20年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品岩瀬店  
桜川市明日香 2 丁目 3 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第 5 条第 1 項）  
平成20年 5 月 1 日

## イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所            | 代表者氏名   |
|-------------|----------------|---------|
| 株式会社カワチ薬品   | 栃木県小山市卒島1293番地 | 河 内 伸 二 |

## ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成20年12月19日

## エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,403m<sup>2</sup>

## オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 55台
- (イ) 駐輪場の収容台数 5 台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 15m<sup>2</sup>
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 18 m<sup>3</sup>

## カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - (開店時刻) 午前 9 時
  - (閉店時刻) 午後 9 時
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 8 時30分～午後 9 時
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数  
4 箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 6 時～午後 9 時

## キ 届出年月日

平成20年 4 月18日

## 2 市町村の意見

特になし

## 茨城県告示第843号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の規定に基づき届出のあった大規模小売店舗に対し、同法第 8 条第 4 項の規定に基づき県が述べた意見の概要について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び各店舗の所在地を管轄する地方総合事務所商工労政課（日立市、高萩市及び北茨城市に所在する店舗にあっては、県北地方総合事務所日立商工労働センター）において縦覧に供する。

平成20年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

## 第 1 マルト S C 那珂

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルト S C 那珂

那珂市菅谷字杉前525番 5 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第 5 条第 1 項）

平成19年10月22日

## イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所             | 代表者氏名 |
|-------------|-----------------|-------|
| 株式会社マルト     | 福島県いわき市錦町重殿25番地 | 安 島 浩 |
| 株式会社くすりのマルト | 福島県いわき市錦町重殿25番地 | 安 島 力 |
| 未定          | 未定              | 未定    |

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成20年 6 月 4 日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,530m<sup>2</sup>

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 215台

(イ) 駐輪場の収容台数 77台

(ウ) 荷さばき施設の面積 173m<sup>2</sup>

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 62m<sup>3</sup>

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 8 時

(閉店時刻) 午後 8 時50分

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 7 時45分～午後 9 時

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

4 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 8 時30分

キ 届出年月日

平成19年10月 3 日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第 2 (仮称) つくばショッピングセンター

### 1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) つくばショッピングセンター

つくば市葛城一体型特定土地区画整理事業区内 C-50 街区

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成19年12月 6 日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称   | 住 所                | 代表者氏名   |
|---------------|--------------------|---------|
| 株式会社カスミ       | つくば市西大橋599番地 1     | 小 濱 裕 正 |
| 株式会社フィットハウス   | 岐阜県可児市坂戸111番地      | 吉 田 健 治 |
| 株式会社ノジマ       | 神奈川県横浜市中区尾上町 6－90  | 野 島 廣 司 |
| 株式会社ユニクロ      | 山口県山口市佐山717番地 1    | 柳 井 正   |
| ゼビオ株式会社       | 福島県郡山市朝日 3－7－35    | 諸 橋 友 良 |
| CYBERDYNE株式会社 | つくば市吾妻 2－8－8       | 山 海 嘉 之 |
| 日本トイザらス株式会社   | 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番地 | 小 寺 圭   |
| 未定            | 未定                 | 未定      |

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成20年 7 月13日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

47,253m<sup>2</sup>

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 3,000台

(イ) 駐輪場の収容台数 1,145台

(ウ) 荷さばき施設の面積 1,174m<sup>2</sup>

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 244m<sup>3</sup>

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 9 時 (一部午前10時)

(閉店時刻) 午前 0 時 (一部午後 9 時)

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時30分～翌午前 0 時30分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

7 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

キ 届出年月日

平成19年11月12日

### 第 3 (仮称) ヤマダ電機テックランド筑西店

#### 1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ヤマダ電機テックランド筑西店

筑西市布川1249－ 9

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成19年12月 3 日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所                 | 代表者氏名 |
|-------------|---------------------|-------|
| 株式会社ヤマダ電機   | 群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11 | 山 田 昇 |

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成20年 7 月17日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,152m<sup>2</sup>

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 266台

(イ) 駐輪場の収容台数 135台

(ウ) 荷さばき施設の面積 207m<sup>2</sup>

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 60 m<sup>3</sup>

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前10時

(閉店時刻) 午後10時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9 時30分～午後10時30分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

3 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 9 時～午後 9 時

キ 届出年月日

平成19年11月16日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第 4 (仮称)木田余ショッピングモール

### 1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 木田余ショッピングモール

土浦市木田余4583

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成19年12月17日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称      | 住 所                  | 代表者氏名   |
|------------------|----------------------|---------|
| 株式会社とりせん         | 群馬県館林市下早川田町700番地     | 前 原 章 宏 |
| 株式会社大創産業         | 広島県東広島市西条吉行東 1－4－14  | 矢 野 博 丈 |
| 株式会社クリエイト エス・ディー | 神奈川県横浜市青葉区荏田西 1－9－15 | 山 本 久 雄 |
| 株式会社フジタコーポレーション  | 群馬県太田市清原町319－3       | 藤 田 勝 好 |
| 株式会社アーバン         | 千葉県成田市加良部 6－5－2      | 山 本 精 一 |

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成20年 7 月23日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

6,469m<sup>2</sup>

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 500台

(イ) 駐輪場の収容台数 140台

(ウ) 荷さばき施設の面積 232m<sup>2</sup>

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 75 m<sup>3</sup>

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 0 時 (一部午前 9 時, 午前10時)

(閉店時刻) 翌午前 0 時 (一部午後 8 時, 午後 7 時30分)

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

4 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 9 時

キ 届出年月日

平成19年 1 1 月 2 2 日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第 5 新下妻ショッピングセンター

### 1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

新下妻ショッピングセンター

下妻市堀籠972－1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成19年12月 3 日



## イ 変更しようとする事項

## (ア) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 22,078㎡

(変更後) 31,108㎡

## (イ) 駐車場の収容台数

(変更前) 1,835台

(変更後) 2,466台

## (ウ) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 133台

(変更後) 187台

## (エ) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 136㎡

(変更後) 276㎡

## (オ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 190 ㎡

(変更後) 119 ㎡

## (カ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 第 1 駐車場 24時間 (一部午前 8 時45分～午後11時15分)

第 2 駐車場 午前 8 時45分～午後11時15分

第 3 駐車場 午前 8 時45分～午後11時15分

第 4 駐車場 午前 8 時45分～午後11時15分

(変更後・追加)

第 1 駐車場 (変更なし)

第 2 駐車場 (変更なし)

第 3 駐車場 (変更なし)

第 4 駐車場 (変更なし)

第 5 駐車場 午前 8 時45分～午後 9 時

第 6 駐車場 午前 8 時45分～午後 9 時

第 7 駐車場 午前 8 時45分～午後 9 時

第 8 駐車場 午前 8 時45分～午後 9 時

## (キ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 3 箇所

(変更後) 8 箇所

## (ク) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設① 午前 4 時～午後11時

(変更後) 荷さばき施設① 午前 4 時～午後11時

荷さばき施設②③ 午前 6 時～午後 9 時

## (3) 届出年月日

平成19年11月13日

## 2 意見の概要

意見なし

#### 茨城県告示第844号

茨城みなみ農業協同組合の農地保有合理化事業規程の変更については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定に基づき、平成20年5月30日に次のとおり承認したので公告する。

平成20年6月12日

茨城県知事 橋 本 昌

##### 1 農地保有合理化事業の種類

- (1) 農地売買等事業
- (2) 農地信託等事業

##### 2 農地保有合理化事業の実施区域

つくばみらい市、守谷市における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された地域）の区域とする。

#### 茨城県告示第845号

大山沼土地改良区から平成20年4月30日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成20年6月4日認可した。

平成20年6月12日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 茨城県告示第846号

矢田川山土地改良区から平成20年5月12日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成20年6月4日認可した。

平成20年6月12日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 茨城県告示第847号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成20年6月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年6月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 石岡筑西線
- 3 道路の区域

| 区 間                                        | 旧新の別 | 敷地の幅員                     | 延 長        | 摘 要     |
|--------------------------------------------|------|---------------------------|------------|---------|
| 石岡市下林字飯塚964番 2 地先から<br>石岡市下林字宅地付999番13地先まで | 旧    | メートル<br>最大 13.1<br>最小 9.1 | メートル<br>83 |         |
|                                            | 新    | 最大 21.9<br>最小 9.1         | 83         | 現 道 拡 幅 |

茨城県告示第848号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成20年 6 月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 下伊勢畑増井線
- 3 道路の区域

| 区 間                                                       | 旧新の別 | 敷地の幅員                     | 延 長         | 摘 要     |
|-----------------------------------------------------------|------|---------------------------|-------------|---------|
| 常陸大宮市大字檜山字小笹目672番14<br>地先から<br>常陸大宮市大字檜山字柿添795番 2<br>地先まで | 旧    | メートル<br>最大 11.0<br>最小 4.0 | メートル<br>960 |         |
|                                                           | 新    | 最大 40.0<br>最小 9.5         | 960         | 現 道 拡 幅 |

茨城県告示第849号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成20年 6 月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 竜ヶ崎阿見線
- 3 道路の区域

| 区 間                                                       | 旧新の別         | 敷地の幅員                                    | 延 長         | 摘 要   |
|-----------------------------------------------------------|--------------|------------------------------------------|-------------|-------|
| 稲敷郡阿見町大字吉原字葉師山2717番10<br>から<br>稲敷郡阿見町大字吉原字昭和4243番 1<br>まで | 旧 (A)        | メートル<br>最大 58.0<br>最小 30.0               | メートル<br>365 | 迂回路設置 |
|                                                           |              |                                          |             |       |
|                                                           | 新 (A)<br>(B) | 最大 58.0<br>最小 30.0<br>最大 58.5<br>最小 16.5 | 365<br>235  |       |
|                                                           |              |                                          |             |       |

## 茨城県告示第850号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成20年 6 月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 那珂湊那珂線
- 2 供用開始の区間 ひたちなか市堀川8627番 1 地先から  
ひたちなか市柳沢1080番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成20年 6 月16日

## 茨城県告示第851号

行方市蔵川172に事務所を置く蔵川土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成20年 6 月12日

茨城県銚田土地改良事務所長 小 室 清

## 1 退 任

| 職 名 | 氏 名     | 住 所         |
|-----|---------|-------------|
| 理 事 | 倉 河 延 尚 | 行方市蔵川417番地  |
| 〃   | 山 口 忠 剛 | 〃 〃 215番地   |
| 〃   | 永 作 一 男 | 〃 〃 297番地 2 |
| 〃   | 奈良崎 和 夫 | 〃 〃 176番地   |
| 〃   | 高 野 フ ミ | 〃 〃 259番地 2 |
| 〃   | 長 峰 善 政 | 〃 〃 1 番地    |
| 〃   | 高 須 浩 之 | 〃 〃 298番地   |
| 監 事 | 橋 本 孝 侑 | 〃 白浜289番地   |
| 〃   | 宮 嵯 義 一 | 〃 岡220番地 3  |

## 2 就 任

| 職 名 | 氏 名     | 住 所          |
|-----|---------|--------------|
| 理 事 | 奈良崎 伸   | 行方市蔵川441番地 2 |
| 〃   | 永 作 正 男 | 〃 〃 276番地 2  |
| 〃   | 宮 崎 ひろ子 | 〃 〃 255番地    |
| 〃   | 奈良崎 節 男 | 〃 〃 172番地    |
| 〃   | 関 戸 正 浩 | 〃 〃 144番地 1  |
| 〃   | 宮 崎 定 夫 | 〃 〃 264番地    |
| 〃   | 永 作 静   | 〃 〃 277番地    |
| 監 事 | 橋 本 孝 侑 | 〃 白浜982番地 1  |
| 〃   | 宮 嵯 丈 夫 | 〃 岡439番地     |

~~~~~  
(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第38号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動届出が次のようにあったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成20年 6 月12日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
新	政治結社天隆會			笠間市鴻巣563－20 MMタウン102号	H20. 5. 1
旧				水戸市千波町66－2 グリーンヒル石川101号	
新	茨城県美容政治連盟	安 武 明			H20. 5. 2
旧		石 塚 則 明			
新	自由民主党水府支部	中 嶋 満		常陸太田市天下野町5567	H20. 5. 8
旧		井 上 定 光		常陸太田市上高倉町2239	
新	自民党大洋村支部	久 保 勝 男		鉾田市上幡木1656－25	H20. 5. 8
旧		羽 成 日出夫		鉾田市札76－1	
新	JAM茨城政治連盟			土浦市神立中央3－26－22	H20. 5. 8
旧				土浦市港町1－7－3 小島ビル3階	
新	社会民主党茨城県連合	井 坂 章			H20. 5.15
旧		大 里 八 郎			
新	桜川市民の声			桜川市大国玉字北大国玉370－1	H20. 5.27
旧				桜川市明日香2－5	
新	自民党女性局茨城町支部	高根澤 恵 子	一 澤 初 江	東茨城郡茨城町網掛30	H20. 5.30
旧		田 口 智恵子	田 口 千代子	東茨城郡茨城町奥谷1271	

茨城県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散届出が次のようにあったので、

同条第 3 項の規定により告示する。

平成20年 6 月12日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
滝本重貞後援会	滝 本 将 史	滝 本 光 恵	稲敷郡阿見町荒川本郷177- 1	H20. 5.14
社会民主党茨城県日立支部	田 所 政 治	小 林 啓 吾	日立市十王町高原3531	H20. 5.15
社会民主党茨城県古河支部	海老沼 辰 雄	千 葉 国 光	古河市釈迦1032- 4	H20. 5.15
上野まさし後援会	若 林 宏 治	大久保 清	笠間市福島550	H20. 5.16
坂本勝後援会	糸 賀 常 雄	野 口 英 世	稲敷市鳩崎1419	H20. 5.16
栗原ふみたか後援会	栗 原 文 隆	栗 原 文 隆	水戸市酒門町4020	H20. 5.20

公 告

●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第10条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成20年 7 月30日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成20年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成20年 5 月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 らしん盤

（設立認証：平成16年 4 月28日，設立：平成16年 5 月11日）

3 代表者の氏名

武 藤 ほとり

4 主たる事務所の所在地

茨城県取手市稲107番地の 7

5 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者（以下障害者という。）の社会参加，自立，経済活動を目指すとともに、障害者と地域が協働して、生活の場，働く場，余暇活動の場など基盤づくりの活動を行うことを目的とする。

●平成20年度茨城県クリーニング師試験の実施

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第 7 条の規定によりクリーニング師試験を次のとおり実施するので、茨城県クリーニング業法施行細則（昭和37年茨城県規則第23号）第 5 条の規定に基づき公示する。

平成20年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 受験申込票の受付日時

平成20年10月20日 (月曜日) 及び10月21日 (火曜日)
午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時30分まで

2 受験申込票の受付場所

水戸市笠原町978番 6
茨城県庁行政棟14階 保健福祉部生活衛生課

※受験申込みは、本人又は代理人が直接持参するものとし、郵送によるものは受理しない。

3 試験日時及び試験会場

- | | |
|----------------|-----------------------------|
| (1) 試験日 | 平成20年11月29日 (土曜日) |
| (2) 試験会場への集合時間 | 午前 9 時30分 |
| (3) 試験時間 | 午前10時から |
| (4) 試験会場 | 茨城県立水戸高等養護学校
水戸市下大野町6212 |

4 試験科目

- | | |
|-------------------|--|
| (1) 学科試験 | |
| ア 衛生法規に関する知識 | |
| イ 公衆衛生に関する知識 | |
| (2) 実地試験 | |
| 洗たく物の処理に関する知識及び技能 | |

5 受験資格

受験資格は、次のいずれかに該当する者

- | | |
|---|--|
| (1) 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第47条 (高等学校の入学資格) に規定する者 | |
| (2) 旧国民学校令 (昭和16年勅令第148号) による国民学校の高等科を修了した者又は旧中等学校令 (昭和18年勅令第36号) による中等学校の 2 年の課程を終わった者 | |
| (3) 前各号に掲げるほか、厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者 | |

6 提出書類

- | | |
|--|-----|
| (1) クリーニング師試験受験申込票 (茨城県クリーニング業法施行細則様式第 7 号) | 1 部 |
| (2) 写真 (受験申込票提出前 6 ヶ月以内に撮影したもので、上半身、脱帽、正面向き、縦 5 cm、横 4 cmのもの。) | 1 葉 |
| (3) 履歴書 (横書きで写真は不要) | 1 部 |
| (4) 最終学校 (各種学校以外のもの) の卒業証明書又は卒業証書の写し | 1 部 |
| ※なお、卒業証書の写しを提出する場合は、原本も持参すること。 | |
| (5) 戸籍謄本又は抄本 (卒業証明書等の氏名が現在の氏名と異なっている場合に限る。) | 1 部 |
| (6) 受験手数料7,500円相当額の茨城県収入証紙 | |

※収入証紙は受験申込票の所定の収入証紙はり付け欄にはりつけること。収入証紙には消印を押印しないこと。

なお、受験手数料は、受験申込票を受理した後は、いかなる理由があっても返還しない。

7 合格発表

平成20年12月12日 (金曜日) 午前 9 時から次の各号に掲げる方法により発表する。なお、電話による問合せには、

一切応じない。

- (1) 茨城県庁行政棟 2 階保健福祉部掲示板に合格者の受験番号を掲示する。
- (2) 茨城県保健福祉部生活衛生課ホームページにおいて合格者の受験番号の情報提供を行う。
- (3) 受験者全員に合格証書又は不合格通知を送付する。

8 試験結果の開示

この試験の結果については、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第 1 号）第25条の規定に基づき、口頭で開示を請求することができる。

開示を希望する場合は、受験者本人が茨城県保健福祉部生活衛生課に受験票を持参し、開示の請求をすること。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできない。

開 示 す る 内 容	開 示 の 日 時	開 示 の 方 法
科目別得点及び総合得点	合否発表の日から 1 カ月内の執務時間中	閲覧

9 その他

- (1) 受験申込票は、平成20年 8 月25日から茨城県保健福祉部生活衛生課及び県内各保健所において配布する。
- (2) 受験申込票の郵送を希望する場合は、あて先を明記し、120円切手を貼った返信用封筒（角型 2 号 [縦33cm×横24cm程度]）と「クリーニング師試験受験申込票希望」と書いたメモを同封し、茨城県保健福祉部生活衛生課へ請求すること。
- (3) 受験資格に偽りがあることが判明したときは、合格を取り消す。

10 この試験に関する問合せ先

茨城県保健福祉部生活衛生課
〒310-8555 水戸市笠原町978-6 茨城県庁内
電話 029 (301) 3418 FAX 029 (301) 0800
E-mail seieil@pref.ibaraki.lg.jp

●公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第 5 条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第 3 項の規定により公示する。

平成20年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測 量 機 関 行方市
- 2 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 3 作 業 期 間 平成20年 5 月27日から平成20年 8 月24日まで
- 4 作 業 地 域 行方市井貝 他

- 1 測 量 機 関 行方市
- 2 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 3 作 業 期 間 平成20年 5 月27日から平成20年 8 月 4 日まで
- 4 作 業 地 域 行方市藤井 他

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成20年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

牛久市結束町535番 3, 同番 4

- 2 事業主の住所及び氏名

東京都豊島区駒込一丁目43番11号

社団法人 日本植物防疫協会

理事長 岩 本 毅

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

牛久市田宮町字新山1070番 1

- 2 事業主の住所及び氏名

龍ヶ崎市若柴町2240番地 7

山 西 弘 子

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

かすみがうら市新治字筭崎1827番31の一部, 同番32

- 2 事業主の住所及び氏名

水戸市笠原町600番地の27

日榮産業株式会社

代表取締役 加 森 正 恒

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂東市辺田字篠崎244番 1

- 2 事業主の住所及び氏名

坂東市岩井2726番地 1 ブロアーノ 柏 A 棟203号

小 林 正 和

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

桜川市友部字西田1768番28

- 2 事業主の住所及び氏名

桜川市友部1768番地 9

瀬 尾 寿 章

●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
北総建指令 第 112 号	平成20年 6 月 2 日	鈴木ちよ子	笠間市中央 1 丁目 3 番 2 号	笠間市中央 1 丁目1533番14, 1551番12, 1555番11	メートル 4.15～ 4.76	メートル 23.69

●道路の廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり廃止した。

平成20年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

番 号	廃 止 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
西総建指令 第 88 号	平成20年 6 月 2 日	稲葉 栄二	結城市大字結城9624番地11	結城市大字結城字公達 9712番 9, 同番11	メートル 4.00	メートル 65.50

●平成21年度茨城県立医療大学大学院（修士課程）入学試験の実施

平成21年度茨城県立医療大学大学院（修士課程）入学試験を次のとおり実施します。

平成20年 6 月12日

茨城県立医療大学長 小 山 哲 夫

1 試験期日

平成20年 9 月 7 日（日）

2 試験会場

茨城県立医療大学

茨城県稲敷郡阿見町大字阿見4669番地 2

3 選抜方法

学力試験，面接及び出願書類によって総合的に判定します。

4 募集人員

研 究 科 名	課 程 名	専 攻 名	募集人員
保健医療科学研究科	修士課程	看護学専攻	6 名
		理学療法学・作業療法学専攻	6 名
		放射線技術科学専攻	3 名

5 出願資格

本大学院に入学することのできる者は，次のいずれかに該当する者とします。なお，(1)から(8)及び(10)から(13)までについては，平成21年 3 月末日までにこれに該当することとなる者も含まれます。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第 1 項の大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを修了した者
- (7) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第 1 項第 4 号の規定により文部科学大臣が指定した者
- (8) 学校教育法第102条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者させる本大学院において、教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- (10) 大学に3年以上在学した者であって、本大学院が、本大学の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (11) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者であって、本大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (12) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (13) 我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、本大学院が、本大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

6 出願手続

(1) 出願期間

平成20年8月 1 日（金）から8月 7 日（木）まで（郵送にて本学必着）

(2) 事前面談

出願を希望する者は、出願前に必ず志望する領域の教員と面談し、教育研究分野等について相談してください。

(3) 出願方法（郵送に限る）

出願を希望する者は、出願書類等を一括取りそろえ、本学所定の出願用封筒により必ず「書留速達」で郵送してください。

(4) 出願先（郵送先）

〒300-0394 茨城県稲敷郡阿見町大字阿見4669番地 2

茨城県立医療大学事務局 教務課

電話 029-840-2111・2107（直通）

(5) 出願書類及び検定料

出願書類及び検定料		摘 要
1	入学志願票	学生募集要項記載の「入学志願票の記入について」及び「入学志願票記入例」を参照の上、志願者本人が、必要事項を漏れなく記入してください。
2	受験票・写真票	志願者本人が、必要事項を漏れなく記入してください。縦4cm×横3cmの写真(正面上半身無帽、背景なし、出願前3か月以内に単身で撮影したもの)の裏面に志願専攻名、氏名を記入し、写真貼付欄にはがれないよう全面をのり付けしてください。
3	卒業(見込)証明書	出身学校の長(学長、学部長、校長等)が作成したもの ＊出願資格の(1)から(7)までによって出願する者は、その資格を証する書類を提出してください。 (出願資格(8)から(13)によって出願する者については、提出する必要がありません。)
4	成績証明書	出身学校の所定の用紙により発行者が厳封したもの (出願資格(8)から(13)によって出願する者については、提出する必要がありません。)
5	志願理由書	1,000字以内(自筆、横書のこと) (出願資格(9)によって出願する者については、提出する必要がありません。)
6	検定料納付書 (領収証書・原符)	氏名の欄に志願者本人の氏名を記入してください。
7	入学検定料 (30,000円)	30,000円の普通為替証書に限ります。(定額小為替は使用しないこと) 証書には、何も記入しないでください。
8	外国人登録済証明書	日本国籍を有しない者は、市区町村長の発行する外国人登録済証明書(在留資格が明示されているもの)を提出してください。
9	あて名票シール	必要事項を漏れなく記入してください。
10	受験票返送用封筒 (定型)	受験票等を速達で郵送するので、封筒に必ず郵便切手(360円分)を貼付し、住所、氏名、郵便番号を記入してください。
11	出願用封筒 (定型外角形2号)	「志願専攻欄」、「差出人欄」に必要事項を記入し、書類及び検定料を同封のうえ、『書留速達』にて郵送してください。

(注) ア 婚姻等により、卒業(見込)証明書等と姓が異なる場合は、戸籍抄本を同封してください。

イ 1, 2, 5, 6, 9, 10, 11の出願書類については、学生募集要項の末尾についている本学所定のものを使用してください。

(6) 身体に障害を有する入学志願者の事前相談

身体に障害があり、受験上特別な措置及び修学上特別な配慮を必要とする可能性のある者は、出願前(平成20年7月24日(木)午後4時まで)に本学へ相談を申し出てください。

連絡先は「(4)出願先(郵送先)」と同じです。

7 出願資格認定について

(1) 出願資格(8)及び(10)から(13)により出願を希望する場合

ア 提出方法及び期間(郵送に限る)

平成20年7月1日(火)から7月7日(月)午後5時まで

「書留速達」(必着)により提出してください。

イ 提出書類

書 類	摘 要
1 入学試験出願資格 認定申請書	本学所定の用紙
2 成績証明書	出身大学等の所定の用紙により発行者が厳封したもの
3 推薦書	出身大学の長(学長, 学部長等)が作成したもの(様式は任意)
4 出身大学(学部)の規程等	卒業に必要な授業科目・単位数のわかるもの

(注) 提出書類は返還しません。

ウ 提出先

〒300-0394 茨城県稲敷郡阿見町大字阿見4669番地 2

茨城県立医療大学事務局 教務課

エ 審査結果通知

審査結果は、平成20年 7 月17日(木)(本学発送日)に本人あて郵送により通知します。

(2) 出願資格(9)により出願を希望する場合

ア 認定審査要件

次の①から③までのすべての要件を満たす者とします。

①短期大学, 高等専門学校, 専修学校, 各種学校等を卒業していること

(注: 修業年限が4年以上であること等文部科学大臣が定める基準を満たす専修学校のうち, 文部科学大臣が指定する学校を卒業している場合は, 出願資格がありますので, 出願資格認定の必要はありません。)

②志望する専攻ごとに下表に定める国家資格を有すること

志 望 す る 専 攻	国 家 資 格
看護学専攻	看護師, 保健師又は助産師
理学療法学・作業療法学専攻	理学療法士又は作業療法士
放射線技術科学専攻	診療放射線技師

③ 各国家資格取得後, 医療・保健・福祉施設, 教育研究機関, 官公庁, 企業等において, 各国家資格者として2年以上の実務経験を有していること又は平成21年 3 月末までに2年以上の実務経験を有することが見込まれること

イ 提出書類

書 類	摘 要
1 入学試験出願資格 認定申請書	本学所定の用紙
2 履歴書	本学所定の用紙
3 志願理由書	本学所定の用紙(1,000字以内, 自筆, 横書のこと)
4 卒業(修了)証明書	最終出身学校の卒業(修了)証明書
5 成績証明書	最終出身学校の所定の用紙により発行者が厳封したもの
6 在職証明書	各機関が発行するその在職を証明するもの(在職期間がわかるもの)
7 免許証の写	看護師, 保健師, 助産師, 理学療法士, 作業療法士又は診療放射線技師の免許証の写し(A 4 サイズに縮小したもの)

(注) ① 婚姻等により, 卒業(見込)証明書等と姓が異なる場合は, 戸籍抄本を同封してください。

② 提出書類は返還しません。

ウ 提出方法及び期間 (郵送に限る)

平成20年 7月 1日 (火) から 7月 7日 (月) 午後 5時まで

「書留速達」(必着)により提出してください。

エ 提出先

〒300-0394 茨城県稲敷郡阿見町大字阿見4669番地 2

茨城県立医療大学事務局 教務課

オ 審査結果通知

審査結果は、平成20年 7月17日 (木) (本学発送日) に本人あて郵送により通知します。

8 試験科目

英語, 専門科目, 面接

9 合格発表

(1) 発表日時 平成20年 9月18日 (木) 午前11時

(2) 発表方法 本学講義棟前に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には合格通知書及び入学手続に必要な書類を送付します。

(注) 電話等による問い合わせには一切応じません。

10 入学試験成績の情報開示

平成21年度入学試験で不合格となった受験者の成績を、請求により本人に開示します。

ア 請求できる人 不合格者本人

イ 開示の内容

(ア) 試験の総合成績について、合否ラインからの距離をランク (A, B, C) で示したもの

(イ) 面接を含む試験成績の総合得点

ウ 開示期間 平成21年 5月 1日 (金) から 5月29日 (金) まで
(土・日・祝日を除く 午前 9時から午後 5時まで)

エ 開示場所・開示方法 本学教務課窓口において、口頭で情報開示請求をし、本学所定様式に記入のうえ申請してください。なお、成績は閲覧により開示するものとします。

オ 持参するもの 本学受験票

カ その他 電話等による成績の問い合わせには一切応じません。

● この試験についてのお問い合わせ先

茨城県立医療大学事務局教務課

〒300-0394

稲敷郡阿見町大字阿見4669番地 2

電話 029-840-2111・2107

~~~~~

---

# 規 程

---

(企 業 局)

## 茨城県企業管理規程第 7 号

企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年 6 月12日

茨城県公営企業管理者

企業局長 渡 邊 一 夫

企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の育児休業等に関する規程（平成 4 年茨城県企業管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条から第 4 条までを削り、第 4 条の 2 の見出し中「期末手当等」を「育児休業をしている職員の期末手当等」に改め、同条第 1 項中「3 箇月以内（基準日が12月 1 日であるときは、6 箇月以内）」を「6 箇月以内」に、「第 2 条に定める期間」を「で定めるこれに相当する期間」に改め、同条を第 2 条とし、第 5 条を第 3 条とする。

第11条中「当分の間」を削り、同条を第13条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（その他）

第14条 茨城県企業局に勤務する職員の育児休業等に関し必要な事項は、管理者が別に定めるもののほか、職員の育児休業等に関する条例の適用を受ける職員の例による。

第10条を第12条とする。

第 9 条第 2 項に次の 1 号を加え、第 3 項を削る。

(3) 部分休業をしている職員について当該部分休業に係る子以外の子に係る育児休業又は部分休業を承認しようとするとき。

第 9 条を第11条とする。

第 8 条を削る。

第 7 条第 2 項第 3 号中「部分休業をしよう」とを「職員が部分休業により養育しよう」とに改め、「部分休業により」を削り、「職員以外」を「当該職員以外」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）」を「育児休業法」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

第 7 条を第 9 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（部分休業の承認）

第10条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 茨城県企業局職員服務規程（昭和42年茨城県企業管理規程第 9 号）別表第 1 第20項の休暇を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1 日につき 2 時間から当該休暇に係る時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第 6 条の見出しとして「(育児休業をした職員の退職手当の取扱い)」を付し、同条を第 4 条とし、同条の次に次の 4 条を加える。

（育児短時間勤務の勤務の形態）

第 5 条 育児短時間勤務の勤務の形態は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第 1 項各号の規定を準用する。



- 2 育児休業法第10条第1項第5号で定める勤務の形態は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年茨城県条例第5号）第12条の規定を準用する。

（育児短時間勤務をしている職員の給与の取扱い）

- 第6条 育児短時間勤務をしている職員の給料及び手当（退職手当を含む）の取扱いについては、職員の育児休業等に関する条例第15条、第16条及び第19条の規定を準用する。

（育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用等に関する条例の特例）

- 第7条 育児短時間勤務をしている職員についての一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年茨城県条例第6号）の規定の適用については、職員の育児休業等に関する条例第18条の規定を準用する。

（育児短時間勤務の例による短時間勤務をしている職員の給与の取扱い）

- 第8条 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合の給料及び手当（退職手当を含む）の取扱いについては、第6条の規定を準用する。

様式第1号から様式第4号までを削る。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 茨城県企業管理規程第8号

茨城県企業局職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年 6 月12日

茨城県公営企業管理者

企業局長 渡 邊 一 夫

茨城県企業局職員服務規程の一部を改正する規程

茨城県企業局職員服務規程（昭和42年茨城県企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項ただし書を削り、同条第7項中「前6項」を「前8項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項中「第3項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「管理者は、」の次に「育児短時間勤務職員等、」を加え、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「任期付職員法」という。）」を「地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、管理者が定める。

- 3 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり16時間から32時間までの範囲内で、管理者が定める。

第15条第1項中「短時間勤務職員にあっては、」の次に「その者の勤務時間等を考慮し20日を越えない範囲内で」



を加え、「第 7 条第 1 項」及び「第 7 条第 5 項」を削る。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

~~~~~

正 誤

平成20年 5 月26日付け茨城県報第1980号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
7	下から 21行目	保険福祉部	保健福祉部

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
休日の場合は繰下発行 (金 3, 0 6 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)